

農業委員会サポートシステム補完システム構築業務委託仕様書

1 委託業務の名称

農業委員会サポートシステム補完システム構築業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 納入場所

新潟市農業委員会事務局（新潟市江南区泉町3丁目4番5号）

4 業務の目的

新潟市農業委員会事務局（以下「本市」という。）の農地台帳システムは、平成21年度より開発導入し、新潟市農業委員会事務局で構成される6区事務所と農林政策課、各区農政部局において、情報システム課配置の情報系端末を使用し運用している。

このシステムにより、許認可、証明、議案書作成等の業務を行っているが、令和9年10月末日にサポート終了となる事から、現在、国（農林水産省）で運用されている農業委員会サポートシステム（以下「サポートシステム」という。）への移行を行う事となった。

しかしながら、サポートシステムは全国標準仕様であり、本市の農業委員会の組織構成、規模、データ移行などに対応する機能が充分ではないため、市民サービスの維持、業務効率の向上を目的とし、機能を補完するシステムの構築を行うものである。

なお、システムに係る一連の概念図は図1のとおりとする。

5 情報セキュリティ及び個人情報の保護

(1)受託者は、別添の「情報セキュリティに関する要求事項」及び「個人情報取扱特記事項」に記載される事項を遵守すること。

(2)受託者は、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する公的認証（JIS Q 27001、JIS Q 15001）を有効に取得していること。

6 貸与及び参考資料

本業務の貸与資料及び参考資料は以下のとおりとする。

(1)農業委員会サポートシステム CSV データ 1 式

(2)農用地利用集積等促進計画関係の議案書様式 1 式

(3)その他必要とするデータ、資料 1 式

7 基本方針

- (1) L G W A N で利用可能なクラウド環境にシステムを構築する。
- (2) 情報システム課配置の情報系端末により庁内ネットワークを介し L G W A N で利用可能なクラウド環境に構築された補完システムにアクセスし利用する事を前提としている。
- (3) 以下の利用者環境で動作するものとする。

項目	仕様
OS	Windows11Pro
CPU	Corei3-1115G4 相当
メモリ	8 GB 程度
ハードディスク	200GB 程度
ブラウザ	Microsoft Edge
ネットワーク	庁内 LAN(LGWAN 接続可能)
ソフトウェア	(1)Microsoft 365 apps for Enterprise (2) Adobe Reader DC (最新のバージョン)

- (4) 利用者の U I (ユーザインターフェース)、U X (ユーザエクスペリエンス) に優れた使いやすいシステムであること。
特に、利用者が負担なく容易に利用できるシステムの仕様及び研修の実施内容等を最大限配慮すること。
また、利用者の業務効率化にも寄与するものであること。
- (5) 適切なセキュリティ対策を講じた、安全性・信頼性・可用性の高いサービスが提供できるシステムとすること。

8 システム利用環境及び提供条件

(1) 利用基盤等の提供

- ・ LGWAN ネットワークを利用したシステムの提供。
- ・ システム利用時間は、24 時間 365 日とする。
(定期的なメンテナンス、事前周知したものは除く)
- ・ サポート時間は、開庁日の 8 時 30 分～17 時 30 分とする。
- ・ システムのメンテナンスは、原則、開庁日の 8 時～18 時とするが、利用者へ事前報告のうえ行う。

(2) サービスレベルの合意 (SLA)

本システムに要求するサービスレベルは、別紙「サービスレベル要求仕様書」のとおりとする。

(3) 利用規模

本システムの利用規模は以下のとおりとする。なお、大幅な仕様変更がある場合は、本市と受託者にて協議調整を行うものとする。

項目	仕様
ユーザー数	50 ライセンス
ストレージ容量	100GB/年

(4)対象データ

本業務で取り扱うデータ量は下記を想定しているため、支障なく利用できること。

大分類	分類	件数
サポートシステム	農地データ	74 万件（筆）
	農家データ	61 万件（世帯員）
		89,000 件（世帯数）

9 業務内容

(1)計画準備・打合せ

ア 計画準備

本業務の実施計画等を策定するとともに、サポートシステム等のデータ及び資料の借用を行う。

イ 打合せ

初回・中間（2回）・最終の打合せを行う。必要に応じて Web 会議や電話・メールでの協議も可能とする。また、庁内ネットワーク等のインフラとの調整が必要な場合には、本市が行う情報部門等との協議に参加すること。

ウ 環境構築

システム環境として、開発環境、テスト環境、本番環境の 3 つの環境を構築する。

環境	詳細
開発環境	開発作業に必要な設備（サーバ、端末、ネットワーク機器、開発用ソフトウェア等）。 ※開発環境の構築及び準備に要する一切の経費は、受託者の負担とし、本業務の履行に必要な範囲で受託者が準備すること。
テスト環境	システム改修時等に本番環境に適用する前に動作検証するために使用する環境。 本委託範囲として準備すること。
本番環境	本運用に必要な環境。本委託範囲として準備すること。

(2)補完システム構築

ア 要件定義、基本設計

システム構築に必要となる課題およびその解決策、または代替策を整理・検討し、要件定義を行う。また、別紙「要求事項一覧」を満たすシステムを構築するため、基本設計を実施する。

イ システム構築

要件定義および基本設計の内容に基づき、システムの開発を実施する。また、運用開始に必要な各種設定および関連ドキュメントの整備を行う。

ウ 動作検証

テスト環境にて本市同席のもと動作検証を行う。なお、不備が生じた場合には、原因を特定し修正を行う。

エ システムインストール

動作検証を終えたシステムを本番環境に適用する。

(3) 報告書・操作マニュアル作成

操作マニュアルの作成を行う。また、業務全体の成果をとりまとめ報告書の作成を行う。

10 運用形態

(1) 情報システム課配置の情報系端末により庁内ネットワークを介し L G W A N で利用可能なクラウド環境に構築された補完システムを利用できること。

(2) 連携データ

- ・サポートシステムから抽出された連携データ

(3) フォント・外字

- ・提供する「FUJ 明朝体フォント」に対応すること。
- ・外字対応すること。

※外字は FUJ 明朝体フォント「Unicode JEF 明朝フォント (True type)」に含む。

11 職員研修、マニュアルの整備

(1) 利用者に対してシステム操作研修を実施すること。研修はマニュアルの説明だけでなく、実際のシステム画面を使った内容や活用方法の解説等も実施すること。

(2) システム稼働後の事務を円滑に進めることを目的として、管理者向けの研修を実施すること。

(3) 上記のシステム操作研修は原則全ての利用者を対象とし、オンラインや動画による研修を行うこと。

(4) 研修動画の閲覧環境の提供等、参加できない職員も参照できるような工夫があること。

(5) 利用者及び管理者それぞれに向けた操作マニュアルを整備すること。

(6) 研修の開催方法の詳細については本市と事前に調整すること。なお、本市が保有する操作パソコン等の機材を使用する場合は、本市と事前に協議を行うこと。

(7) 研修に要する費用は受託者の負担とし、受託者が本契約の範囲内で準備するものとする。

(8) システム改修等を実施した場合は、随時、変更内容を反映した操作マニュアル及び仕様書等の資料を提供すること。

12 システム間連携に関する構築について

連携する業務システムの標準化に伴い、将来対応が必要となるため、標準化仕様による、APIやCSVファイルの出力等の連携機能・拡張性を備えるなど、改修を考慮した構築とすること。

13 納品物

本業務における納品物は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1)業務計画書 | 一式 |
| (2)基本設計書 | 一式 |
| (3)動作確認結果報告書 | 一式 |
| (4)操作マニュアル | 一式 |
| (5)農業委員会サポートシステム補完システム | 一式 |
| (6)打合せ議事録 | 一式 |
| (7)業務報告書 | 一式 |
| (8)その他必要とする資料 | 一式 |

14 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存を行うものとする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価区分	評価基準
1	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
2	仕様書により仕様どおりの成果を得た。
3	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
5	仕方を達成できなかった（契約解除等）。

15 その他

(1)セキュリティは総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠したものであること。

(2)本市の条例、規則及び要綱等を十分に理解すること。

なお、本市で定める条例等は、本市ホームページの例規集

(<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/jorei/reiki/reiki.html>) 及び要綱集

(<https://www.city.niigata.jp/kensaku/youkou/>) に記載のとおり。

(3)本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本業務終了日までに本

市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（データ等）をCSVファイル等一般的な形式で円滑に提供できるようにすること。

なお、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

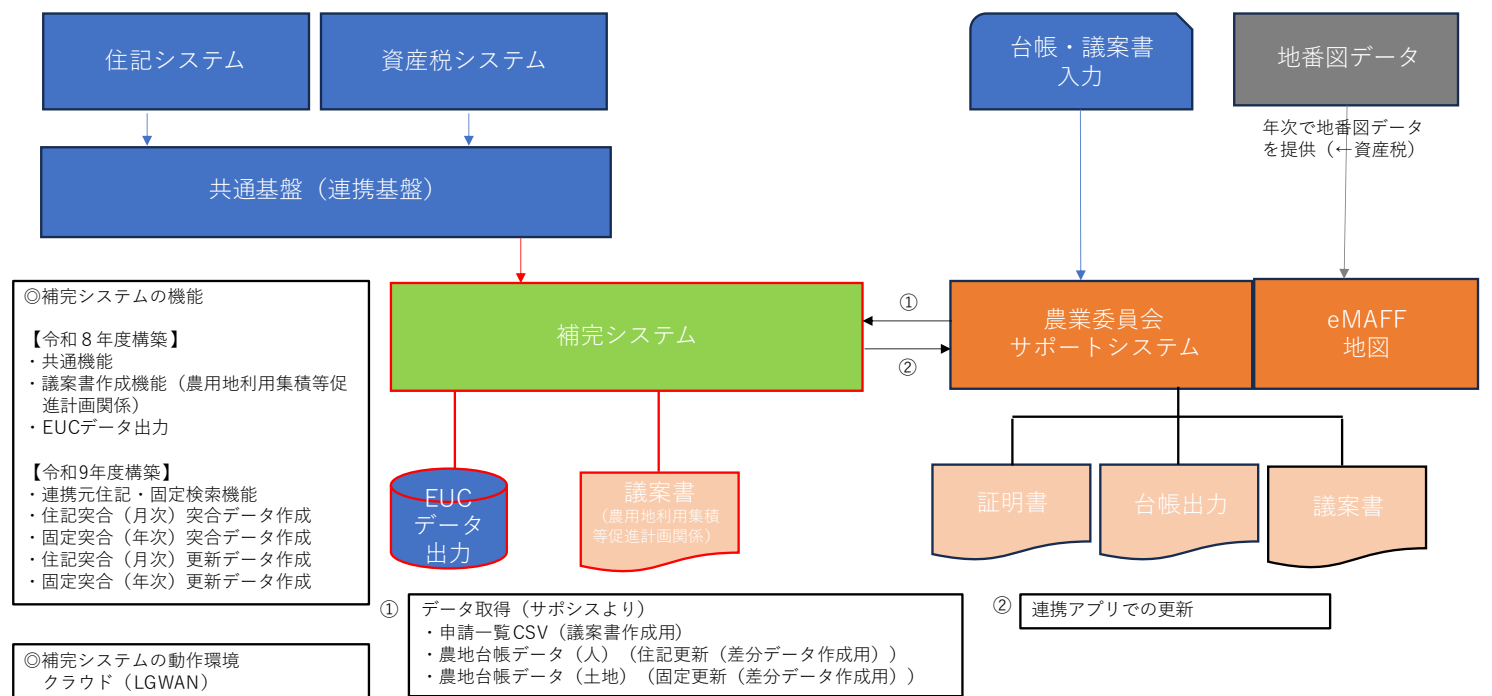
業務引継ぎ完了後、サーバ等に保管されているデータは消去のうえ、証明書又は報告書を提出すること。

16 関係法令等

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）
- (3) 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）
- (4) 新潟市農業委員会会議規則（令和 4 年農業委員会規則第 1 号）
- (5) 新潟市情報セキュリティポリシー 情報セキュリティ基本方針 Ver4.00

※情報セキュリティ対策基準は非公開

図1 概念図



別紙 サービスレベル要求仕様書

本システムは、以下のとおり目標型の SLA を設定する。

SLA 評価項目	目標とするサービスレベル
システム運用時間	24 時間 365 日（平日、土日祝祭日を問わない。ただし、保守・バックアップ等による計画停止は除く）
稼働率	99.9% (「システム運用時間」-「オンライン停止時間」÷ 「システム運用時間」×100(%))
応答時間 ※	同時接続数 50 台の状態、データベースの更新や検索等の処理を伴わない通常の画面遷移に関わる端末応答時間を 5 秒以内とする。
サービスサポート時間	8 時 30 分～17 時 30 分 ※上記時間以外は SLA 対象外とする。
障害回復時間	4 時間以内 ※運用で回避でき復旧を急ぐ必要性が無い場合は、この限りではない
オンライン中断（障害発生時）	1 回あたり 6 時間以内
障害発生原因の一次切り分け	障害発生後 12 時間以内
障害検知から利用者への通知時間	障害検知後 1 時間以内

※ただしネットワーク障害等、受託者でコントロールできないその他の要因についてはこの限りでない。

要求事項一覧（機能要件）

項番	機能名		必須/任意	小項目（概要）
1	共通	利用者権限管理、メンテナンス画面	必須	補完システムの利用者権限管理（ID、パスワード）が行え、画面でメンテナンスができること。
2		コード、メンテナンス画面	必須	補完システム内で取り扱うコードは、画面でメンテナンスできること。 （例）農委地区コード、使用者権限（ID、パスワード）等
3		パラメータ指定、画面	必須	検索、検索結果一覧、詳細、名寄せ等、パラメータ指定は画面で行えること。
4		メニュー画面構成	必須	各機能はメニュー画面より選択し実行できること。
5		印刷データ出力（PDF 等）	必須	印刷データは汎用性の高いエクセル形式、PDF 形式等で出力すること。
6		外字に対応	必須	補完システムは外字に対応（画面表示・帳票印刷等）すること。
7	サポートシステムデータ取得	サポートシステムデータ取込み	必須	サポートシステムのデータを取り込むこと。
8		農用地利用集積等促進計画の出力	必須	取り込んだサポートシステムのデータを活用し、農用地利用集積等促進計画を生成すること。
9	データ生成	抽出要望に対する SQL の発行	必須	利用者からのデータ抽出の要望に対し、必要な集計、統計、一覧出力機能を整備すること （抽出データの出力頻度と出力例） 随時：月平均 1～2 件（SQL の新規発行） 定型：農地、世帯、個人、実勢価格データ 定期：年金加入名簿作成の基礎データ出力（年 1 回） 土地改良区へ農地データ提供（年数回） 農村整備 利用権の集積状況（年 1 回） 固定軽減（決められた期間・法律 権利設定実績）（年 1 回）
10		発行 SQL の登録と、画面選択による再利用	必須	整備した集計、統計、一覧出力機能は、画面より選択して再利用できること。

11	議案書生成	議案書生成データセット	必須	サポートシステムのデータを取り込むこと。
12		議案書データ生成	必須	農用地利用集積等促進計画関係の議案書を生成できること。
13		議案書データ出力	必須	議案書データは、汎用性の高いエクセル形式等で出力すること。
14	住基固定照合機能構築	関係機関等との仕様調整	必須	次年度以降に予定している住基固定照合機能の構築に向け、基幹系データの連携仕様および必要項目の整理・検討を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。

要求事項一覧（非機能要件）

項番	大項目	小項目	項目説明	規定内容
1	可用性	稼働率	システムを利用できる確率（「システム運用時間」 - 「オンライン停止時間」 ÷ 「システム運用時間」 × 100(%)）	99.9%以上
			※計画停止に係る時間を除く。	
2		ファシリティ	災害時を含め安定的にシステムを提供できるファシリティとなっていること。	データセンター等で、ディザスタリカバリ（災害対策）・災害の未然防止のための、ファシリティ対策を実施していること。（災害被害の軽減のため、地震、火災、水害、停電等への対策、UPS装置や自家発電設備の冗長化等）
3		アップグレード方針	バージョンアップ/変更管理/バッチ管理の方針	OS、ブラウザのバージョンアップ（サービスバックを含む）に迅速に対応すること。 ※大幅なバージョンアップの場合は、本市と受託者で対応を協議することとする。
4		制度改正への対応	制度改正があった際に、それに基づき補完システムを改修する。	その都度、適宜本市と受託者で対応を協議することとする。
5		障害発生時の平均復旧時間	障害発生から修理完了までの平均時間（修理時間の和 ÷ 故障回数）	業務への影響を極力抑えることとし、目標復旧時間 4 時間以内に対応すること。
6		データリカバリ	バックアップからの復旧	前回バックアップデータまでの復旧を可能とすること。

7		同時接続	利用者の同時接続	最大同時接続数 50 台でも各利用者が業務に支障なく使用できるよう機器の性能を確保すること。
8	サポート	サポートサービス提供時間帯	問合せ受付業務を実施する時間帯。	障害発生に関する連絡窓口の受付時間 ・本市職員向け（電話）：8：30～17：30（土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。） ・本市職員向け（メール）：24 時間 365 日 ※障害の原因が判明するまで及び障害の重要度及び緊急度が大きいと判断される場合においては、本市職員向けの電話連絡受付を 24 時間 365 日にする等、必要な連絡体制を検討すること。
9	信頼性	システム監視基準	システム監視基準（監視内容/監視・通知基準）の設定に基づく監視	運用監視ツールや各種モニタリングツールを用いて、パフォーマンス監視、死活監視等を行うこと。
10		障害通知プロセス	障害発生時の連絡プロセス（通知先/方法/経路）	システム利用時間内においてはメールにより、また、サービス提供時間内においては電話及びメールによる障害発生対応の受付が可能となる体制とすること。 ※体制等、詳細は運用保守計画策定時に、協議により定めるものとする。
11		障害通知時間	異常検出後に指定された連絡先に通知するまでの時間	検知後 1 時間以内
12		障害監視間隔	障害インシデントを収集/集計する時間間隔	具体的な時間間隔等、詳細は運用保守計画策定時に、協議により定めるものとする。
13		ログの取得	提供可能なログの種類（アクセスログ、操作ログ、エラーログ等）	各種ログを取得し、障害や問合せが発生した場合その原因を特定するために必要な証跡（利用者ごとのアクセスログ及びイベントログ等）が出力可能であること。

				※提供要否等、詳細は運用保守計画策定時に、協議により定めるものとする。
14		データ保証の要件	バックアップ内容（回数、復旧方法等）、データ保管場所/形式、利用者のデータへのアクセス権等、利用者に所有権のあるデータの取扱い方法	1日1回以上のバックアップを取得すること。
15		バックアップデータの保存期間	データをバックアップし保管する期限	日次：1週間分（7世代） 月次：毎月1日に取得し、12回分（12世代）
16		データ消去の要件	サービス解約後の、データ消去の実施有無/タイミング、及びデータ移行等、利用者に所有権のあるデータの消去方法	サービス解約後、本市からの依頼（指示書）に基づいてデータを削除し、削除証明書又は削除報告書を提出すること。
17	性能基準	オンライン応答時間	オンライン処理の目標応答時間	原則5秒以内（バッチ処理や一覧検索を除く） ※ネットワーク障害等、受託者でコントロールできないその他の要因についてはこの限りでない。
			（利用者側の環境に起因する時間を除く）	※ファイルダウンロード（無害化処理含む）は、事業者が構築するシステム以外の接続先が関係する機能となる可能性が高いことから、応答性能要件の対象外とする。
18	セキュリティ	情報取扱者の制限	ユーザのデータ等にアクセスできる利用者が限定されていること。	ユーザのデータ等の個人情報にアクセスできる従事者・作業員等はセキュリティ管理者の許可を得た者に限られていること。
19		利用者認証度	ID＋パスワード	ID＋パスワードによる認証とする。
20		情報取扱い環境	データ取扱い環境が適切に確保されていること。	データセンターは国内にあること。生体認証等を活用した入退管理システムを採用していること。バックアップデータは物理的に隔離される等、ランサムウェアによる攻撃を想定の上対策がされたものであること。
21		通信の暗号化レベル	システムとやりとりされる通信の暗号化強度	本システムで扱う情報には、個人情報等の機密情報が含まれることを前提とし、当該情報はS

				S L / T L S 等の暗号化技術により通信のセキュリティを担保すること。また、データの盗難、改ざん、なりすまし、否認を不可能とする技術を活用した通信方法とすること。
22		修正モジュールの適用	修正モジュールの適用	システムのセキュリティ対策及び障害対策のための情報提供及び修正モジュール等の適用を行うこと。ただし、費用が発生する場合は別途本市と協議を行うこととする。
23		セキュリティ対策	セキュリティ対策の実施状況	ファイアウォール、ウイルス対策ソフト、ソフトウェア脆弱性対策等、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策が施されていること。 ネットワーク構成等の外部からの攻撃目標となり得る情報が漏れないよう対策をとること。
24		情報取扱者の制限	利用者情報データの適切な取扱い	本市の承認なしに、利用者情報のデータにアクセスしないこと。 また、アクセスできる者が限定されていること。